

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月10日付け「保医発第0310第1号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき病理診断標本作製料が平成23年3月10日より追加適用されることになりました。

ご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「標本作製料」の追加適用

点数区分	検査項目名	実施料	判断区分	注
N005	HER2遺伝子標本作製			
	HER2遺伝子標本作製	2500	病理	*
N002	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製			
3	HER2タンパク	690	病理	

[注]

- * : (1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒトモノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 治療切除不能な進行又は再発の胃癌に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。